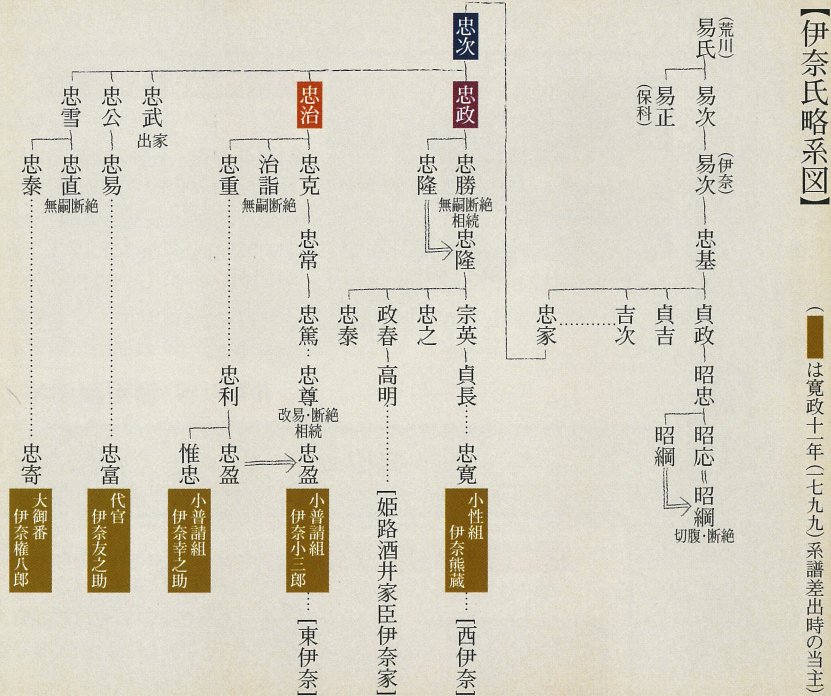


伊奈氏の出自とその一族

伊奈氏の出自は、藤原氏支流、清和源氏満快曾孫為公流とも伝わりますが、旗本伊奈熊蔵忠寛作成の家譜(寛政11年)では、清和源氏源義家流の足利氏支流戸ヶ崎系の荒川氏で、易氏のときに信濃国伊奈(伊那)郡を与えられたといひます。易氏の嫡子易次は伊奈郡熊蔵の城主となりましたが、若くして亡くなり、弟が跡を襲ったため、易次の嫡子金太郎(二代易次)は三河国(愛知県)に移り住んで、伊奈熊蔵を苗字名としたといひます。易次の子の忠基は松平広忠・徳川家康に仕え、小島城主として勢力を伸ばしました。嫡男貞政の系統は関ヶ原合戦を契機に断絶しますが、11男忠家の嫡子忠次は農政・民政に力を発揮し、代官として信任を得ていきます。家康関東入国後には関東支配の基盤を築くとともに、代官頭として広範な権限を持つようになりました。

慶長15年(1610)忠次が死去すると、嫡子の忠政が跡目を相続して忠次の政治的立場を引き継ぎ、二男の忠治は代官として地方支配機能を継承しました。元和4年(1618)忠政が若くして没すると、忠治は7千石を与えられ武蔵国赤山(川口市)に陣屋を築きます。忠治の子孫は代々代官・関東郡代となり、寛政4年(1792)忠尊が改易されるまでの175年間にわたって存続します。忠治系の名跡は、のちに忠盈が復興しますが、この系統を「東伊奈」と呼びます。

一方、忠次の嫡流忠政の系統は、元和4年(1618)忠政を継いだ忠勝が、翌5年夭折したため断絶し、所領は収公されました。しかし、伊奈氏の名跡を惜しむ幕府により、忠勝の弟忠隆に旧領のうち小室郷において1180石余の地が与えられ、小普請として旗本に取り立てられました。以後幕末まで継承され、この系統を「西伊奈」と呼びます。



【伊奈氏略系図】

〔は寛政十年(一七九九)系譜差出時の当主〕

伊奈氏三代略年表

天文19(1550)	伊奈忠次、三河国幡豆郡小島に伊奈忠基11男忠家の子として生まれる
永禄6(1563)	一向一揆に加担し、小島を追われる
天正10(1582)	6 本能寺の変に際し、家康の小姓衆小栗大六の与力に加わり、三河に帰参する
13(1585)	嫡子忠政、生まれる
14(1586)	12 徳川家康の駿府移城に従い、近習に列する
17(1589)	翌年にかけて徳川領五ヶ国に郷村定書を出す一方、総検地を実施する
18(1590)	2 後北条氏攻めに際し、三河遠江駿河の道路・富士川舟梁の普請を命ぜられる
8	家康関東に移封され、江戸城に入る
	武蔵国小室・鴻巣等の内で1万3千石(1万石とも)を与えられる
19(1591)	6 小室の関伽井坊を倉田明星院に移し、跡地に陣屋を築く
	この年から翌年にかけて、関東領国の総検地を実施する
文禄元(1592)	伊奈忠治、忠次の次子として生まれる
慶長5(1600)	6 会津上杉攻めに従い、房川の関を守る
	忠政、上杉攻めに参陣し家康の近習衆に取り立てられる
7	関ヶ原合戦に際し、小荷駄奉行を勤める
	この年、従五位下備前守となる
6(1601)	正 東海道各宿に伝馬定書を出す
	翌年にかけて武蔵各地の新田開発を実施する
7(1602)	6 東海道・中山道・奥州道に伝馬定書を出す
	この年、各地の直轄領の検地を実施(辰の検地)、終了後に寺社領証文を出す
8(1603)	3 家康、征夷大将軍となる
9(1604)	この年児玉郡仁手村の烏川から水を引き入れ、備前堀を開削する
10(1605)	4 家康將軍職を辞し、秀忠が任命される
	この年、上野国総社領の天狗岩堀を延長して、代官堀を開削する
12(1607)	この頃、江戸の徳川秀忠將軍の政権中枢に参画し広範な権限を持つ
13(1608)	7 この年、忠政、従五位下筑後守となる
15(1610)	6 忠次没(61歳)、長男忠政、跡目相続し忠次の政治的立場を引き継ぐ
	二男忠治、代官的立場を引き継ぐ
16(1611)	この年、伊奈忠勝、忠政の嫡男として小室(家譜では江戸)に生まれ、幼年の時より家光に近侍する
19(1614)	11 忠政、大坂長柄川筋神崎表鳥養辺の築堤を奉行し流路を変える
元和元(1615)	忠政、大坂夏の陣で軍功をたてる
2(1616)	4 家康没
4(1618)	3 忠政没(34歳)、長男忠勝が遺領を継ぐ
	忠治、7000石を宛行われ、赤山に陣屋を築く
5(1619)	8 忠勝没(9歳、無嗣のため家系断絶、領地収公される)
	忠勝弟忠隆名跡を継ぎ、旧領のうち小室郷1,180石余を賜う
	忠治、赤堀川の開削をはじめ
7(1621)	秀忠將軍職を辞し、家光が任命される
9(1623)	7 この年、忠治、荒川・鬼怒川・小貝川の付替を行う
寛永6(1629)	正 秀忠没
9(1632)	12(1635) この年、忠治、赤堀川を切り広げる。また、江戸川の開削をはじめ(～18年)
19(1642)	8 忠治、関東諸代官の統率・河川修治を命じられる
慶安3(1650)	9 忠隆没(35歳)、跡を宗英が継ぐ
承応2(1653)	6 忠治没(62歳)、嫡子忠克が遺跡を継ぐ